



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
9 月 7 日
第 4049 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	1
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (医療福祉推進課)	3
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	3
道路区域の変更 (道路課)	3
道路の供用開始 (道路課)	4
<h3>○ 公 告</h3>	
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課)	4
建設業法に基づく営業の停止処分公告 (監理課)	5
<h3>○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告</h3>	
新規土地改良事業施行認可公告 (東近江)	5
<h3>○ 正 誤</h3>	
※平成27年4月1日付け号外(5)滋賀県人事委員会規則第14号中.....	5

告 示

滋賀県告示第332号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市北野町字坪谷382-1
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第333号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市高山町字白鷺1284、字平谷1381、字霜谷1507、字榎谷1585・字追分1659・字白谷1687-1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1687-2、1754-1 (次の図に示

す部分に限る。) 、字深谷1782- 3、1782- 4、2016- 1、字土引2040、2084、字柿木平2131、字御厩2234- 1 から2234- 3まで、字庄谷2171、字滝谷2271- 1、2271- 2

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第334号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市高山町字花房2344- 1、2344- 6、字一ノ瀬2364- 1、2364- 2、字大畑2426、字下津滝2479、字越滝2486- 1、字霜月谷2574- 1、字橋立2811- 2、字桂谷2821- 1、字蚕座敷谷2870- 1、2948- 1

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第335号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市高山町字蛇谷3078- 1、3078- 3、3078- 5から3078- 11まで、字糞糞3135- 1、字恩谷3194、3194- 1から3194- 4まで、字古宿3267、字鳴谷3379

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアプランセンターえんじゅ守山	守山市古高町602番	株式会社T. S. I 代表取締役 北山忠雄	京都府京都市西京区桂南巽町75-4	平成27. 9. 1	2570700910

滋賀県告示第337号

滋賀県建設工事請負契約約款（平成8年滋賀県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条の次に次の1条を加える。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合にあつては、4,500万円）以上となる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない。

第10条第1項中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

付 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

滋賀県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成27年9月7日から平成27年9月24日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	上砥山上鈎線	栗東市小野字西浦413番地先から	変更後	最小 13.6m 最大 17.0m	36.9m	道路改良（橋りょう拡幅）に伴う道路区域の変更

	栗東市小野字西浦435番2地 先まで	変更前	最小 11.5m) 最大 15.0m	36.9m	
--	-----------------------	-----	---------------------------------	-------	--

滋賀県告示第339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成27年9月7日から平成27年9月24日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
上砥山上鈎線	栗東市小野字西浦413番地先から 栗東市小野字西浦435番2地先まで	平成27. 9. 7	L = 36.9m

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ西今店 彦根市西今町字小橋ヶ板306-1ほか12筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年4月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,527平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 58台
- 7 駐輪場の収容台数 30台
- 8 荷さばき施設の面積 60.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 11.5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から24時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成27年8月18日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 平成27年9月7日から平成28年1月7日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年1月7日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

建設業法に基づく営業の停止処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 処分をした年月日 平成27年9月1日
- 2 処分を受けた者 株式会社モーメント
代表者 代表取締役 小中常雄
主たる営業所の所在地 大津市見世一丁目1番23号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般-27）第12554号
- 3 処分の内容 平成27年9月16日から平成27年9月18日まで（3日間）の期間における建設業の営業の全部に係る営業停止処分
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第28条第1項第3号（大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年大津市条例第11号）違反）に該当する。

建設業法に基づく営業の停止処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年9月7日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 処分をした年月日 平成27年9月1日
- 2 処分を受けた者 丸源工務店
代表者 坂本すみ子
主たる営業所の所在地 長浜市千草町37番地
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般-26）第60704号
- 3 処分の内容 平成27年9月16日から平成27年11月14日まで（60日間）の期間における建設業の営業の一部に係る営業停止処分
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第28条第1項第2号（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項（公契約関係競売入札妨害））に該当する。

農業農村振興事務所公告

新規土地改良事業施行認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、愛知川沿岸土地改良区の愛知川地区土地改良（維持管理）事業の施行は、平成27年8月27日に認可した。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができる。

平成27年9月7日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 須 田 俊 治

正 誤

平成27年4月1日付け号外(5)滋賀県人事委員会規則第14号中

ページ	行	誤	正
23	下から7	政策推進課長	政策推進室長

